

富山県トップアスリート合宿誘致促進事業費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県トップアスリート合宿誘致促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、トップアスリートが参加するスポーツ合宿の誘致を促進することにより、スポーツを通じた関係人口の創出と県民等との交流拡大を通じた地域活性化を図るため、県内において実施される当該合宿に要する経費について、当該合宿を主宰又は主管する競技団体等（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「合宿参加者」とは、当該スポーツ合宿に参加する選手、監督、コーチ、マネージャー、トレーナー等のチームスタッフをいう。
- (2) 「スポーツ交流事業」とは、地方自治体又は民間企業等と連携し、合宿参加者と県民との交流を促進するイベントや、県内スポーツ施設等における公開練習（報道機関の取材を含む）等を通じて、本県の競技力向上を目指すとともに県民がスポーツを「みる」機会の創出を図る事業をいう。

(補助金等の交付対象)

第4条 補助金の交付の対象となるスポーツ合宿は、次の各号のいずれにも該当するもの又は知事がこの要綱の趣旨に資すると特に認めるものとする。なお、同一のスポーツ合宿への補助金の交付は、当該合宿の初開催の年度から起算して連続する3年間までとする。

- (1) 別表1に記載する競技種目を行う日本又は海外を代表とするチームの合宿を原則とする。
- (2) 県内のスポーツ施設を利用し、県内の宿泊施設への宿泊を伴うものであること。
- (3) 合宿を実施する年度内に、スポーツ交流事業を実施すること。
- (4) 補助対象者は合宿を主宰又は主管する競技団体等とする。なお本拠地を国外とする団体が補助対象者の場合、旅行会社等を介して、補助金の申請、受領等を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するスポーツ合宿は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの（ただし、国又は地方公共団体が他の団体と実行委員会等の組織を設立し、共催の上実施するものを除く。）
- (2) 本制度とは別に本県から補助金等の交付を受けるもの

- (3) 興行又は特定の企業の営利を主たる目的とするもの
- (4) 政治的、宗教的な活動を目的とするもの
- (5) その他補助金の目的に相応しくないと認められるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を行うために必要な経費に限る。補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は、別表2のとおりとする。

2 この補助金の交付額は、別表2に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助金の限度額のいずれか低い額とし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 同一年度内において、同一団体の助成は1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、事業実施計画書及び収支予算書（様式第2号）、その他知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付の決定をする場合において知事が附する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) スポーツ合宿の実施内容を変更する場合は、事業計画変更申請書（様式第3号）を知事に提出して、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額の減額を伴う場合は、この限りではない。

(2) スポーツ合宿の実施を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出して、その承認を受けること。

(3) スポーツ合宿の実施が予定の期間内に完了しない場合又はスポーツ合宿の実施の遂行が困難と成った場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(実績報告書)

第8条 交付申請者は、スポーツ合宿の実施が完了したとき又は第7条第2号の規定による中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、実施報告書及び収支精算書（様式第6号）、合宿参加者名簿（様式第7号）、その他知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 交付申請者は、実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額

(実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額減じた額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿の整備等)

第10条 交付申請者は、補助金の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と区分してその収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止、又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも提出できるように保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

競技種目
オリンピック・パラリンピック競技大会の競技種目
国民スポーツ大会の正式競技種目
全国障害者スポーツ大会の競技種目

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助率	補助金の限度額
県内宿泊費（合宿参加者に係るものに限る。ただし、歓迎会・懇親会名目の食事代は、対象外とする。）、施設使用料、その他知事が特に必要と認める経費	補助対象経費の 1 / 2 以内	500 千円